

みどりのチェックシート（畜産）
解説書

令和4年10月
農林水産省畜産局

- 本解説書では、みどりのチェックシートの各取組項目について、
 - ・チェックする際の判断基準となる取組内容
 - ・チェックの判断基準となる取組に関して、知っていただきたい情報を記載しています。
- チェックする際の判断基準となる取組内容が複数ある取組項目では、いずれか一つ以上の取組内容を実践していれば、チェックするようにしてください。

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】		
①	みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。	⇒P 1

【省エネ、環境法令に応じた対応】		
②	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。	⇒P 1
③	プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。	⇒P 2
④	(※特定事業場の場合) 排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。	⇒P 2
⑤	(※飼育頭数が一定規模以上の場合) 家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。	⇒P 3

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】		
⑥	GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。	⇒P 4
⑦	アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。	⇒P 6

【農作業安全】		
⑧	機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。(定期メンテナンス、点検記録作成等)	⇒P 6
⑨	作業安全に配慮した適正な作業環境への改善(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)を行っている。	⇒P 7

【農薬、肥料の取扱い】※飼料生産(委託含む)を行っている場合		
⑩	農薬の適正な使用・保管を行っている。	⇒P 9
⑪	農薬の使用状況等の記録を保存している。	⇒P10
⑫	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件(作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等)を整備している。	⇒P10
⑬	肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。	⇒P11

【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合		
⑭	家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。	⇒P12

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】

チェック項目①	チェックの判断基準となる取組内容
<p>みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。</p>	<p>◆ 本解説書の「チェックの判断基準となる取組内容」や「取組に関する重要情報」の記載内容を把握してください。</p>

【省エネ、環境法令に応じた対応】

チェック項目②	チェックの判断基準となる取組内容
<p>畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。</p>	<p>省エネ（電気、燃料等）を意識し、以下のいずれかに取り組んでいる</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 不要な照明の消灯等を行っている。 ◆ 必要以上の加温、保温を行わない等、適切な温度管理を行っている。 ◆ むやみに起動させたり、停止させたりする等ではなく、効率的な機械の運転を行っている。 ◆ 施設・機械等が効果的に機能を果たせるように、破損箇所の補修等を行っている。

【省エネ、環境法令に応じた対応】

チェック項目③	チェックの判断基準となる取組内容
<p>プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。</p>	<p>プラスチック製の資材について、以下のいずれかに取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 産業廃棄物として適切に処分を実施している。 ◆ なるべくプラスチック製の廃棄物が量が減るような取組を行っている又は検討している。 ◆ プラスチック系資材の代わりに、非プラスチック系資材を導入している又は導入を検討している。
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p>◆ 温室効果ガスの排出削減に向け、プラスチック製の廃棄物の削減や再生利用は重要な取組です。</p>	




※特定事業場の場合は、確認ください

チェック項目④	チェックの判断基準となる取組内容
<p>排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>法の適用対象となる事業場（特定事業場）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総面積 50m²以上の豚房 総面積 200m²以上の牛房 総面積 500m²以上の馬房 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。 <ul style="list-style-type: none"> ・牛・豚・馬を一定規模以上で飼養（特定事業場に該当）する際の届出 ・特定事業場の届出内容に変更があった場合の変更届 ・排水の水質規制基準等の遵守 ・年に1回以上の排水の測定と結果の記録、その3年間の保存
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p>◆ 牛・豚には経過措置として暫定排水基準が適用されていますが、一般排水基準の早期達成に向けた取組が重要です。最近では3年ごとに暫定排水基準が引き下げられています。</p>	

※飼養頭数が管理基準の適用対象にある一定規模以上の場合は、確認ください

チェック項目⑤	チェックの判断基準となる取組内容
<p>家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づき、管理基準を遵守している。</p> <div data-bbox="189 536 625 715" style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>管理基準の適用対象 牛又は馬 10頭以上 豚 100頭以上 鶏 2,000羽以上</p></div>	<ul style="list-style-type: none">◆ 以下の全ての取組を実践できるよう内容を認識している。<ul style="list-style-type: none">・固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。・液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。・家畜排せつ物は管理施設において管理すること。・管理施設を定期的に点検すること。（一般的には年1回程度）・管理施設の床、側壁等に破損があるときは遅滞なく修繕を行うこと。・送風装置や攪拌装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。・家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法等について記録すること。
取組に関する重要情報	
<ul style="list-style-type: none">◆ 家畜排せつ物の野積み・素掘りは禁止です。◆ 家畜排せつ物の発生量・処理の方法の記録は法に基づく義務です。◆ 強制発酵による堆肥化や放牧などにより、家畜排せつ物由来の温室効果ガスの発生を削減出来ます。	

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】

チェック項目⑥	チェックの判断基準となる取組内容
<p>GAP又は農場HACCPについて、認証を取得している又は、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。</p>	<p><GAPに取り組む場合> ◆ 認証GAPの取組内容（P.5参照）のうち、3つ以上取り組んでいる。</p>
	<p><農場HACCPに取り組む場合> ◆ 以下のいずれかに取り組んでいる。 ・衛生管理方針・衛生管理目標を設定している。 ・農場指導員や認証機関の指導を受けている。 ・経営者又はHACCPチーム責任者等が農場指導員養成研修会を受講している。</p>
	<p>◆ 既にいずれかの認証を取得している。</p>
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p><GAP> ◆ GAPの農場用の管理点と適合基準は、一般財団法人日本GAP協会のHPから閲覧できます。 https://jgap.jp/uploads/media/tO_nI7gVAA ◆ また、生産者がチェック項目に基づいて取組状況の自己点検を行うGAP取組自己点検システムは、公益社団法人中央畜産会のHPから取組ができます。 https://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html</p>	<p>ご存じなければ、下記URLより御確認ください。</p>   
<p><農場HACCP> ◆ 畜産物が消費者に与える危害を防止するため、農場の衛生管理にHACCPの考え方を採り入れて、継続的に改善を図っていくシステムです。 ◆ 安全・安心な家畜・畜産物を供給するだけでなく、従事者の衛生管理の認識向上や家畜の伝染病の感染防止等により生産性の向上にも繋がります。</p>	

※参考：認証GAPの取組内容（JGAP家畜・畜産物の項目）

- JGAP やGLOBALG.A.P.では、食品安全や環境保全、労働安全、人権、農場経営管理、アニマルウェルフェア等に関するチェック項目があります。
- 日頃、みなさんが行っている取組に加えて、こんな項目に取り組みと、GAP認証が取得できます。
- 以下のチェック項目を参考に、自己点検をしてみましょう。

① 食品安全・家畜衛生に関する項目

取組内容(例)	チェック
家畜に感染する疾病に感染しているおそれのある入場者、作業者の畜舎への立入禁止、作業への従事を禁止している。	
飲水等への異物混入や汚染を防ぐため、必要に応じて作業着、帽子、マスク、長靴、手袋などを装着する。	
管理獣医師などの下で、動物用医薬品を使用し、医薬品の名称、使用日、指示の内容などの記録をつけている。	
休薬期間などが定められている動物用医薬品を使用した場合、当該期間を経過して出荷されたことを記録している。	

② 環境保全に関する項目

取組内容(例)	チェック
家畜排せつ物の管理施設は、法律に定める構造設備基準に適合した施設である。	
家畜排せつ物の管理施設は、定期的に点検しており、破損箇所があれば速やかに修繕している。	
土壌診断の結果を踏まえた肥料・堆肥の適正な施用や、都道府県の施肥基準や農協の栽培暦などに即した施肥をしている。	
家畜排せつ物の施用に際して、堆肥化など適正な処理を実施している。	
省エネのための取組を行っている。	

③ 労働安全に関する項目

取組内容(例)	チェック
草地、作業路、畜舎などにおける危険箇所、危険作業の点検を年一回以上行う。	
危険な作業を行う場合は、十分な教育・訓練を受け、必要な資格や講習を受けるか、その監督下で作業する。	
機械や設備、車両は、適期に点検・整備・清掃などを行い、その記録を保存する。	

④ 人権に関する項目

取組内容(例)	チェック
労働者を雇用している場合、休憩時間や作業場の照明の明るさ、有給休暇の取得、労働者のメンタルヘルスなどについて、年一回以上話し合いを行い、記録する。	
同じ条件での仕事については、国籍や性別などで賃金に差を設けない。	


⑤ 農場経営管理に関する項目

取組内容(例)	チェック
農場や資材管理、労務管理などの各部門の責任者がわかる組織図を作り担当者を明確にする。	
畜舎、畜産物取扱い施設、草地などでの作業を記録している。	

⑥ アニマルウェルフェアに関する項目

取組内容(例)	チェック
「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に対応したチェックリストを活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる。	

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】

チェック項目⑦	チェックの判断基準となる取組内容
<p>アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。</p>	<p>◆ (公社) 畜産技術協会等が公表している「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針」を読み理解した。</p>
<p>取組に関する重要情報</p>	
<p>◆ 各指針については農林水産種のHPから閲覧できます。 https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/animal_welfare.html</p>	<p>ご存じなければ、下記URLより御確認ください。</p> 

【農作業安全】

チェック項目⑧	チェックの判断基準となる取組内容
<p>機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している（定期メンテナンス、点検記録作成等）。</p>	<p>◆ 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）における事業者向けチェックシート（P.8参照）に基づき取組の点検を行っており、「該当しない」以外は、すべて「実施」又は「今後、実施予定」となっている。</p> <p>上欄のチェックシートを用いない場合は、以下のいずれかに取り組んでいる。</p> <p>◆ 農業機械の日常点検・定期点検や整備を適切に実施している。</p> <p>◆ 動力を切り、機械を清掃し泥等を取り除く等、農業機械を適切に保管している。</p>